市を目指して始動！

第2回　市になるための要件と手続き

問合先　市制施行準備室（企画政策課内　内線255）

広報11月号でお知らせしたように、長久手町は市への移行準備を始めています。連載第2回目の今回は、市になるために必要な要件と市に移行する手続きの流れについて紹介します。

【市になるための要件とは？】

市になるためには、地方自治法、愛知県条例「都市的施設その他の都市としての要件に関する条例」、総務省通知「市制施行協議基準」に定められた要件をすべて満たす必要があります。

要件として、人口が5万人以上であることをはじめ、博物館や図書館などの文化施設が設けられていることや、鉄道やバスといった交通インフラが整備されていることなどが「市にふさわしい」要素として示されています。いずれの要件も、長久手町は既に満たしていると考えられますが、今後はこれらの具体的な内容を国や県へ示していくことになります。

	市になるための要件	長久手町の状況
地方自治法	人口が5万人以上であること（国勢調査などの全国的な人口調査で集計された人口が使われます）	前回（平成17年）国勢調査の結果は、同時点での総人口を2,843人上回っていました（下表参照）。平成21年10月末の総人口48,735人にこの2,843人を加えて現在の人口を推計すると51,578人になります。人口は増加傾向にあるため、来年の国勢調査では5万人を上回ることが予想されます。 平成17年10月1日時点の国勢調査人口と総人口 国勢調査人口A：46,368人 総人口B（住民基本台帳登録者数+外国人登録者数）：43,525人 国勢調査人口と総人口の差（A−B）：2,843人
	中心の市街地とされる区域内にある戸数が、全戸数の6割以上であること	おおむね満たしていると考えられますが、今後調査を進めていきます。
	農林水産業以外の産業の従事者とその家族の合計が、全人口の6割以上であること	平成17年国勢調査では79.9％であり、6割を超えています。
	県の条例で定める都市的施設、その他の都市としての要件を備えていること	すべて満たしていると考えられます。 ※詳細は下記の愛知県条例要件の内容です。
愛知県条例	上･下水道、病院、診療所、保健衛生施設（ごみ処理施設など）が設けられていること	上水道普及率は99.8%、下水道整備率（汚水）は81.2%です（平成21年3月31日時点）。また病院が2カ所、診療所が55カ所あります（平成19年10月1日時点）。ごみ処理施設としては、長久手町、瀬戸市、尾張旭市で構成する一部事務組合として晴丘センターがあります。
	市としてふさわしい規模の文化施設（図書館、博物館、公会堂、総合運動場、公園など）が設けられていること	中央図書館、トヨタ博物館、文化の家、スポーツの杜、愛･地球博記念公園などがあります。 文化の家
	高等学校が設けられていること	県立長久手高等学校、私立栄徳高等学校があります。
	農林水産業以外の産業の従事者とその家族の合計が最近3年間で増加していること	平成12年国勢調査では36,485人、平成17年国勢調査では37,561人であり、人口増に伴って増加し続けています。
	県内の市の平均と比べて、住民1人当たりの直接国税、地方税（目的税を除く）の納税額が同額以上であること	県内の他市と比べてそん色ないと考えられますが、今後調査を進めていきます。
	官公署、銀行、会社、工場、劇場、映画館の数や、財政、産業、交通、通信などの状況が、他の市と比べてそん色がないこと	

	市になるための要件	長久手町の状況
※総務省通知	鉄道、バスなどの交通アクセスが整備されていること	東部丘陵線（リニモ）のほか、名鉄バス、長久手町巡回バス「N−バス」が運行されています。 N−バスとリニモ
	町民の税金を納める能力と、町の財政状況が十分であること	同一規模の市と比べて十分と考えられますが、今後調査を進めていきます。
	都市計画事業が行われており、主要幹線道路など街路施設が十分に整備されていること	市街化区域の70％以上で区画整理事業が行われ、都市公園や下水道などの整備が進んでいます。また、県道などの主要幹線街路も整備されています。 図書館通り
	将来発展する可能性があること	第5次長久手町総合計画のもと、「人が輝き　緑があふれる　交流都市　長久手」を将来像に、各種の施策を展開し、都市として更なる発展を目指しています。

※総務省通知「市制施行協議基準」では、14項目が定められていますが、地方自治法や愛知県条例と重複するもの以外について紹介しています。

【市に移行する手続きの流れは？】

おおむね2年間

❶事前の調査、準備作業

複数の市と長久手町の現状を比較し、要件を満たしているかどうか検証します。

❷県・国との事前協議

県や国と事前協議を行いながら、「長久手町を市とする申請書（処分申請書）」の作成などを進めます。

❸町議会での議決

町議会において、地方自治法に基づき、町から市になることを県知事に正式に申請するための議決を行います。

❹県議会での議決

❺県から国へ報告

県議会で議決の後、総務省に報告が行われ、官報における告示をもって市となります。

❻官報※で告示

※官報…法律、政令、条約等の公布をはじめとして、国の機関としての諸報告や資料を公表する「国の広報紙」「国民の公告紙」としての使命を持っています。さらに、法令の規定に基づく各種の公告を掲載するなど、国が発行する機関紙として極めて重要な役割を果たしています。

❼市制施行

次回は、「市になると変わること　税負担」について紹介します。